

産学官イノベーション推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）が富山県内の産と学や官で構成するグループ（以下「グループ」という。）に、新商品や新事業に関する研究開発を委託する事業（以下「委託事業」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 委託事業は、富山県内外に蓄積された産業基盤や技術シーズを活用し、富山県内における新商品や新技術の創出促進・実用化を図ることを目的とする。

(対象とする委託事業)

第3条 対象とする委託事業名、委託費の上限額、実施期間は別に定める。

(委託対象者)

第4条 委託対象者はグループとし、グループは県内に事業所を有する企業者（以下「企業」という。）と大学等高等教育機関又は公的試験研究機関の研究者1者以上で構成される。

2 グループ代表者は、企業に所属する者とする。

(委託事業の応募)

第5条 委託事業を受託しようとする者は、研究開発提案書（様式1）（以下「提案書」という。）を機構に提出するものとする。

(委託先の決定および委託契約)

第6条 機構は、審査会を設置し、第5条により提出された提案書の内容が適当であるか審査し、委託先を決定する。

2 審査会は別に定める審査会設置要綱により設置され、提案内容の独創性・革新性、県内での商品化・事業化の可能性・発展性、取り組みの連携体制等により審査する。

3 審査は書類及び必要に応じて面接により実施する。

4 機構は、審査会において、委託することが適当であると認められたグループの代表者（以下「受託者」という。）と委託契約を締結するものとする。

5 委託契約金額は、申請額とおりにならないことがある。

(委託事業の実施)

第7条 受託者は、受託事業を一体的に管理し、誠実に受託事業を遂行しなければならない。

2 受託者はグループを構成する共同研究者のうち大学等高等教育機関および公的試験研究機関とは個別に共同研究契約を結ばねばならない。

3 前号により実施される共同研究に支出できる額の総額は、委託費の1/3を上限とする。

4 旅費・交通費は国内旅行に限る。また、同一の目的で複数の研究者の旅行費用は認めない。

- 5 通信運搬費は研究試作品の送付料など研究遂行上必要上やむを得ない費用に限る。研究設備の移動に関する費用やネットの保守料などは委託費としては認めない。
- 6 機器設備(税込単価が10万円以上のもの)およびパソコン等の汎用的なものは委託費として認めない。研究遂行上、設備機器が必要上やむを得ない場合はレンタルで対応するものとする。
- 7 外注加工費は、明確な仕様書を作成して加工や分析試験等を依頼するもので、研究開発要素を含まないものとし、その上限額は委託費の1/3を上限とする。
- 8 共同研究者のうち大学等高等教育機関および公的試験研究機関は、委託事業の実施にあたり、必要な事務費等研究開発に直接支出されない費用を一般管理費として支出することができ、その上限額は共同研究費の直接経費(旅費、通信運搬費、消耗品費、工具器具費、リース・レンタル費、外注費)の10%とする。

(状況報告等)

第8条 機構は、必要があると認めるときは、受託者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

- 2 前項の目的のため、現地調査を行う場合がある。

(委託事業内容の変更)

第9条 受託者は、委託事業の実施にあたり、以下に掲げるいずれかの事項に該当する場合、機構と協議のうえ、委託事業の内容変更届けを提出しなければならない。

- (1) 受託者が提案した内容に比べ、より高い効果が見込まれる研究内容があると見込まれる場合
- (2) 契約後の物価等の事情の変更により、経費の配分が委託費総額の20%以上の変更が必要であると見込まれる場合

(契約の解除)

第10条 機構は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除し、受託者に対し委託費を交付しない、又は交付している委託費の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 委託業務を遂行することが困難であると機構が認めたとき。
 - (3) 委託業務を継続する意思がないものと機構が認めたとき。
- 2 前項の場合において、受託者に損害を生ずることがあっても機構はその損害を賠償しないものとする。

(研究成果書・支出証拠資料の提出)

第11条 研究開発終了後、グループ代表者はグループ内の研究成果および支出の

とりまとめを行い、機構が指定する月日までに「実績報告書」（様式2）、および支出証拠資料を機構に提出しなければならない。

（委託事業の継続）

第12条 受託者が、複数年度にわたる事業計画を提出したうえで契約をしている場合、機構は、年度ごとに研究成果を評価し、次年度の委託の継続の可否を決定するものとする。

2 なお、次年度として採択された場合であっても、申請額通りにならないことがある。

（成果の帰属）

第13条 本事業によって得られた特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利並びにこれらの実施権（以下「産業財産権」という。）は、グループの構成員に帰属する。

（フォローアップ研究）

第14条 受託者は、研究開発終了後4年間はフォローアップ研究期間とし、その商品化や事業化の状況、産業財産権の取得状況等について、当機構の定める様式・期日にて報告しなければならない。

2 機構は、前項に関連して、現地調査を行うこともできる。

（成果の公開・普及）

第15条 本委託事業で得られた成果は、公開を原則とする。

2 前項の規定は、産業財産権の取得及びノウハウの機密保持に支障がある場合、一定期間免除することができる。

3 受託者は、当該成果を発表または公開を行った場合は機構にその旨を報告しなければならない。

4 受託者は、当該成果を発表または公開する場合、機構の委託事業により得られた成果であることを明示しなければならない。

（帳簿等の整備）

第16条 受託者は、委託金に関わる経理について、その趣旨の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を研究開発が完了した日の属する機構の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（研究による収入）

第17条 受託者は、委託期間中に委託業務により発生した収入があるときは、当該収入のうち機構の指示する額を機構に返還しなければならない。

（不正の防止）

第18条 受託者は委託金の不正使用・不正受給が発生しないように管理すること。

2 購入については適切な納品検査を実施する事務処理体系を整備すること。

3 購入手続きに公正性を明らかに出来ない場合は、委託費の返還を求める場合がある。

4 研究活動において、ねつ造、改ざんおよび盗用を行わないこと。

附 則

この要綱は平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年4月2日から施行する。